特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付を希望する事業者(特別徴収義務者)の皆さまへ 地方税共同機構よりお知らせ

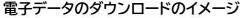
個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付については、事業者様(特別徴収義務者)の皆さまにおいて、「特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ」及び「パスワード取得URLファイル」が格納された「納税義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(電子データ。以下「特徴税通(納税義務者用)」という。)」を PCdesk 等からダウンロードしていただくことにより行われます。

- この「特徴税通(納税義務者用)」は、事業者(特別徴収義務者)の皆さまに関係する市区町村ごとに作成され、準備の整った市区町村分については、電子メールにより、「特徴税通(納税義務者用)」の格納の旨及び保護番号が通知されます(通知メール)。
- この通知メールは、ダウンロードが可能となった日ごとに作成され、1日あたり最大で2回を予定しています。

事業者(特別徴収義務者)の皆さまにおかれましては、この通知メールを受け取られましたら、その都度、 ダウンロードを行っていただきますようお願いいたします。

(「特徴税通(納税義務者用)」を複数日分まとめて一括でダウンロードすると、通信回線の混雑等により、 多くの時間を要する場合があるとともに、他の事業者様にも同様の影響を与えるおそれがありますので、 ご留意ください。)

なお、「特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(処分通知等)」と「特徴税通(納税義務者用)」の格納が数日ずれ、通知メールが別々の日に送信される場合がありますので、ご留意ください。





※通知メール受信の都度ダウンロードをお願いします。 ○ お願いしたい取扱いの例 ※ 避けていただきたい取扱いの例 通知メール ダウンロード実施 5月13日1通(5件分)→ 5件分実施(○) 5月14日1通(10件分)→ 10件分実施(○) 5月14日1通(10件分) → 10件分実施(○) 5月15日1通(15件分)→ 15件分実施(○) 5月15日1通(15件分) 実施しない 5月16日1通(20件分)→ 20件分実施(○) 5月16日1通(20件分)→ -括50件分実施(×)

eLTAXホームページ https://www.eltax.lta.go.jp 特徴税額(納税義務者用)特設ページ https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036